

令和元年11月

お客様各位

日本酸化チタン工業会

欧州での酸化チタン発がん区分付け対応に関するコメント

現在欧州では酸化チタンに発がん区分をつける議論が進んでおり、10月4日欧州委員会は次のステップである欧州議会と欧州理事会に精査に出しました。

日本酸化チタン工業会としては、このような議論が進むことは不本意であり、TDMA(欧州酸化チタン工業会)のコメントを全面的に支持しています。

TDMAのコメントを下記URLに、そして簡易訳を続いておりますのでご参照ください。

今後進捗がありましたら都度当工業会ホームページでお知らせいたしますので、お客様各位におかれましては冷静な対応をお願いします。

記

(TDMA コメントの URL)

<https://tdma.info/news/proposal-to-classify-titanium-dioxide-under-scrutiny-by-european-parliament-and-council-of-the-eu/>

(簡易訳)

酸化チタンの分類提案が欧州議会および欧州理事会による精査プロセスに移った

10月4日、欧州委員会は、酸化チタンが吸入により発がん性の疑いがある物質(cat 2.)として、EUの分類およびラベリング(CLP)規則の技術進歩(ATP)に第14版ATPとして含めることを採択しました。

第14版ATPは現在、欧州議会および欧州理事会による2か月の精査の対象となっており、未だ最終的に酸化チタンの分類が決まったものではありません。

いずれかの機関による精査中に異議が提起されない場合、酸化チタンの分類は12月上旬に欧州の官報に掲載され、18か月の猶予期間を経て、その分類がEUで適用されます。

TDMAは基本的な科学的、法的、規制上の問題を解決することなく、第14版ATPを欧州議会および欧州理事会による2か月の精査プロセスに移行するとの決定を残念に思っています。TDMAは意図するすべての用途での酸化チタンの安全性を引き続き支持していきます。

酸化チタンの分類提案は、粒子の形または粒子に組み込まれた1%以上の酸化チタンを含む粉末形で市場に出される混合物に限定されます。液体と固体の混合物は分類されませんが、特定の警告文とラベルを適用する必要があります。さらに、この注釈には、非常に高濃度の呼吸可能な粒子への長時間の吸入暴露でのみ危険が発生することを明記しています。

TDMAは現在、提案の法令の条文を評価しており、できるだけ早く関係者により多くの情報を提供することを約束します。

以上